

# 令和元年度第 2 1 回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和 2 年 3 月 2 4 日（火）	午後 2 時
場	所	八王子市役所 事務棟 8 階	8 0 1 会議室

## 第 2 1 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 2 年 3 月 2 4 日 ( 火 ) 午後 2 時
- 2 場 所 八王子市役所 事務棟 8 階 8 0 1 会議室
- 3 会議に付すべき事件
  - 第 1 第 9 6 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止の期間延長に関する事務処理の報告について
  - 第 2 第 9 7 号議案 八王子市教育委員会所管施設の臨時休館の期間延長に関する事務処理の報告について
  - 第 3 第 9 8 号議案 八王子市教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則設定について
  - 第 4 第 9 9 号議案 八王子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則設定について
  - 第 5 第 1 0 0 号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について
  - 第 6 第 1 0 1 号議案 議決事項の取り消し ( 令和 2 年 2 月 1 5 日議決第 7 9 号議案 ) について
  - 第 7 第 1 0 2 号議案 八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則設定について
  - 第 8 第 1 0 3 号議案 職員のサービスの宣誓に関する取扱規程の一部を改正する訓令設定について
  - 第 9 第 1 0 4 号議案 八王子市教育委員会職員佩用規程の一部を改正する訓令設定について
  - 第 1 0 第 1 0 5 号議案 八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令設定について
  - 第 1 1 第 1 0 6 号議案 令和元年度 ( 2 0 1 9 年度 ) 八王子市教育委員会

## 表彰について

第12 第107号議案 八王子市立学校の教育職員の在校等時間の上限等  
に関する方針について

### 4 報告事項

- ・市立小学校児童に係る事故への対応状況について (指導課)
- ・死亡者叙位・叙勲の受章について (教職員課)
- ・八王子市郷土資料館の仮移転先について (文化財課)

---

## 第21回定例会追加議事日程

1 日時 令和2年3月24日(火)午後2時

2 場所 八王子市役所 事務棟8階 801会議室

### 3 会議に付すべき事件

第108号議案 いずみの森小中学校新築工事請負契約の変更における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について

第109号議案 いずみの森小中学校空調換気設備工事請負契約の変更における議案の調製依頼に関する事務処理の報告について

---

### 出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	笠 原 麻 里
委 員	伊 藤 哲
委 員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	高 橋 健 司
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	山 田 光
指 導 課 長	大日向 由紀子
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	小 山 等
歴史文化構想担当課長	平 塚 裕 之
生涯学習政策課長	安 達 和 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
スポーツ施設管理課長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	新 堀 信 晃
文 化 財 課 長	菅 野 匡 彦
こ ども 科 学 館 長	遠 藤 讓 一
図 書 館 部 長	佐 藤 宏
中 央 図 書 館 長	高 野 芳 崇
生涯学習センター図書館長	新 納 泰 隆
南 大 沢 図 書 館 長	中 村 東 洋 治
川 口 図 書 館 長	成 田 俊 雄
指 導 課 指 導 主 事	鈴 木 崇 央
学校教育部政策課主査	三 枝 信 博

指 導 課 指 導 主 事  
指 導 課 指 導 主 事  
指 導 課 指 導 主 事  
指 導 課 指 導 主 事  
教 育 総 務 課 主 査  
教 育 総 務 課 主 事  
教 育 総 務 課 主 事  
教 育 総 務 課 嘱 託 員

志 村 亮 介  
鈴 木 篤  
福 島 裕 子  
木 村 一 史  
長 井 優 治  
小 山 ち は る  
池 上 光  
古 瀬 村 温 美

【午後 2 時開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。

本日の出席は 5 名でございますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和元年度第 2 1 回定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、笠原麻里委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日、追加議事日程の提出がありました。これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

本日の議事でございますが、第 1 0 8 号議案、第 1 0 9 号議案及び報告事項「八王子市郷土資料館の仮移転先について」は、いまだ意思形成過程のため、また、報告事項「市立小学校児童に係る事故への対応状況について」は、審議内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項及び第 8 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

日程第 1、第 9 6 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止の期間延長に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から説明願います。

安達生涯学習政策課長 それでは、第 9 6 号議案、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止の期間延長に関する事務処理の報告について、御説明いたします。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理しました事務処理につきまして、同条第 2 項の規定に基づき報告し、御承認を求めるものでございます。

事務処理の詳細につきましては、高木主査から説明いたします。

高木生涯学習政策課主査     では、臨時に代理しました事務処理の内容につきまして、議案書に沿い、御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策でございますが、引き続き感染者の増加を抑制していく観点から、施設の利用休止期間を、現在休止している令和2年3月22日までから3月31日まで再延長したものでございます。

対象の施設といたしましては、(1)の富士森体育館及び甲の原体育館をはじめ、記載の施設となっております。

期間を延長とする理由は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るためでございます。

施設の利用休止につきましては、これらを教育委員会定例会に諮り決定するところではございますが、今回、教育定例会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項に規定する、「緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ教育委員会が招集されるいとまがない」を適用し教育長において決定したところでございます。

説明は以上となります。

安間教育長     只今、生涯学習政策課からの説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

伊東委員     御説明ありがとうございました。

これは当然の処置だと思うのですが、図書館などというのは本の貸し出しとか、そういうのはできるのかどうか。

高野中央図書館長     本の貸し出しなのですが、予約が入った本については貸し出しができるような状態をとっております。あるいは、本日、読売新聞の多摩版にも紹介されたのですが、ブックパックというお勧めの本セットなどをつくって、書棚のほうで本が選べないため、お勧めの本をお楽しみ袋というような形で貸し出しするような対応をとっております。

安間教育長     他に御質疑はございませんか。

笠原委員     とっていただいた処置そのものについては妥当だと思います。その上で確認をさせてください。見通しが立たない中で、長引いた時などの対応として、こう

いった屋外の施設などの一時的な開放ですとか、それから、家庭内にいる子たちのストレスなどもあると思うので、場の提供として、競技場ですとか、そういう公園などの施設の使用が可能なのかどうか。この後も、もし処置が長引くような場合でも対応として検討があるのかどうか伺いたいのですけれども。

佐藤スポーツ施設管理課長　　今、お話のありました公園については、特に入場制限がありませんので、三連休でもたくさん子どもたちが遊んでいました。市の運動施設、屋外の施設は、サッカー場とか野球場があるのですけれども、外の施設は施設の貸し出し自体は止めていませんので、野球だったりサッカーだったりをしている子どもたちはいます。ただ、一部止めているところというのは、個人利用、誰が来ているか分からない施設について、その個人利用は今止めているところではございます。その扱いについてはこの検討かと思えます。

安間教育長　　よろしゅうございますか。

他に御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

御意見もいただいていると思えますが、本案についての御意見をいただきたいと思えます。

伊東委員　　例えば、図書館の利用というのは、例えば子どもたちが、春休み、その前の一斉休校の時とか、そういう時に何らかの形で利用できるような、今回のことだけではなくて、今後、また同じようなことがあった時、学校の教育活動ができないような時に、やはり子どもたちの学びの拠点というか、本というのは非常に重要なソースだと思いますので、インターネットが普及している時代ではありますけれども、図書の貸し出しとか、そういったものは柔軟にできるような方向を今後も構築していただけるとありがたいかなというふうに思います。

以上です。

安間教育長　　ありがとうございます。

他に御意見はございませんか。

よろしゅうございますか。

お諮りをいたします。只今、議題となっております第96号議案については、提案のとおり承認するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、96号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長 日程第2、第97号議案 八王子市教育委員会所管施設の臨時休館の期間延長に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、文化財課から説明願います。

菅野文化財課長 それでは、文化財課から、第97号議案、八王子市教育委員会所管施設の臨時休館の期間延長に関する事務処理の報告につきまして、御説明いたします。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理いたしました事務処理につきまして、同条2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

なお、利用休止との違いですが、この2施設につきましては、日ごろはシルバー人材センターの管理人がおる施設でございますが、その管理自体をせず、館を閉鎖していくことから休館ということでの報告になります。

詳細につきましては、担当の土田課長補佐から説明いたします。

土田文化財課長補佐兼主査 お手元の第97号議案の八王子市教育委員会所管施設の臨時休館の期間延長に関する事務処理の報告についてを御覧ください。

臨時休館とする施設につきましては、八王子市絹の道資料館と国史跡八王子城跡ガイダンス施設でございます。

臨時休館とする期間につきましては、これまで3月22日(日)までを臨時休館としていたものを、八王子市絹の道資料館につきましては、休館日でございます令和2年3月23日(月)の翌日の令和2年3月24日(火)から、3月31日(火)まで。国史跡八王子城跡ガイダンス施設につきましては、令和2年3月23日(月)から3月31日(火)まで延長したものでございます。

続いて、臨時休館とする理由につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、不特定多数の人が長時間集まることによる、感染リスクにあらかじめ備える状況をなお継続する必要があるためです。

臨時休館の延長については、予め教育委員会定例会に諮るべきところでしたが、この期間、教育委員会定例会の日程がなかったことから、八王子市教育委員会権限委任に関する規則第4条第1項の緊急に処理をしなければならない事由が生じ、かつ教育委員会が招集されるいとまがない規定を適用し、教育長において決定したところです。また、同規則第4条第2項の規定により、事務処理を行ったことについて報告するものであります。

説明は以上です。

安間教育長 只今、文化財課からの説明は終わりました。

ご質疑はございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

笠原委員 この2施設に関しましても、シルバー人材センターの方が管理してくださっているというお話でしたので、今現在は、休館中のままでよろしいかと思えますが、また開館する時にあたっては、ガイドラインなど、特に担当されている方たちの健康管理も含めて、その時の状況によるので、今決めることはできないですけれども、その時には考えていただければと思えますので、よろしくお願ひします。

安間教育長 よろしゅうございますか。

他に御意見はございますか。

それではお諮りをいたします。只今、議題となっております第97号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第97号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長 日程第3、第98号議案、日程第4、第99号議案及び日程第8、第103号議案から日程第10、第105号議案までについては相互に関連いたしますので、一括して議題に供します。

各案について、教職員課から説明願ひます。

溝部教職員課長 それでは、第98号議案 八王子市教育委員会の権限委任に関する

規則の一部を改正する規則設定について、第 99 号議案 八王子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則設定について、第 103 号議案 職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する訓令設定について、第 104 号議案 八王子市教育委員会職員佩用規程の一部を改正する訓令設定について及び第 105 号議案 八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令設定につきまして、担当の馬場主査から説明いたします。

馬場教職員課主査 では、御説明いたします。お手元の資料、第 98 号議案、第 99 号議案、第 103 号議案から第 105 号議案、議案関連資料を御覧ください。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正を要する規則等の概要についてになります。

まず、1、趣旨としまして、令和 2 年 4 月 1 日に、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正を予定する規則等について概要を報告いたします。

2、改正を予定する規則等についてですが、(1) 八王子市教育委員会の権限委任に関する規則。主な改正内容としまして、本規則で八王子市教育委員会教育長に委任される事務権限として定めている臨時的任用職員の採用に係る事項及び保険料の納付に関する事項につきまして、対象を臨時的任用職員から会計年度任用職員に変更いたします。

続いて、(2) 八王子市教育委員会職員の職名に関する規則。主な改正内容としまして、本規則に規定する臨時的に任用された職員にこれまで含まれていた会計年度任用職員については、補助的な業務を行う非常勤の職であること及び職務が多様であることから、規則の適用からの除外とします。

続きまして、(3) 職員の服務の宣誓に関する取扱規程。主な改正内容としまして、服務の宣誓を行う職員の区分及び当該区分における上級の公務員の規定について、会計年度任用職員の項目を追加し、それ例外の職員についても現状に合わせて変更します。

続いて、(4) 八王子市教育委員会職員章佩用規程。主な改正内容としまして、本規定が適用される職員について、嘱託員と、その他それに準ずる職員については、学校及び教育機関の職員に含まれることから、この文言を削除します。

続いて、(5)八王子市立学校事案決定規程。主な改正内容としまして、いずみの森義務教育学校の開校予定に伴い、本規程の条文に八王子市立小学校、または八王子市立中学校と記載されている場合において、義務教育学校を併記します。

また、本規程で学校長が決定すべき事案として定めている臨時職員の採用に係る具申に関する事項について、会計年度任用職員の任用に係る具申に変更し、また、副校長が決定すべき事案として定めている非常勤講師及び嘱託職員の服務に関する事項について、対象を会計年度任用職員に変更します。

続いて、議案関連資料の裏面を御覧ください。

施行期日ですが、令和2年4月1日となります。

説明は以上となります。

安間教育長 只今、説明は終わりました。

各案について御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

こちらもよろしゅうございますね。

それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第98号議案、第99号議案及び第103号議案から第105号議案までについては、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第98号議案、第99号議案及び第103号議案から第105号議案までについては、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第6、第101号議案 議決事項の取り消し(令和2年2月15日議決第79号議案)について及び日程第7、第102号議案 八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則設定については相互に関連いたしますので、一括して議題に供します。

各案について、教職員課から説明願います。

溝部教職員課長     それでは、第101号議案 議決事項の取り消し（令和2年2月15日議決第79号議案）について及び第102号議案 八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則設定についてをご説明させていただきます。

この取り消しにつきましては、2月15日に議決をいただいたところではございますけれども、その後の精査におきまして、一部訂正がございますので、ここで取り消しさせていただいて、新たに議決をいただくものでございます。

それでは、担当の尾下主査から説明いたします。

尾下教職員課主査     第101号議案 令和2年2月15日議決、第79号議案の取り消し及び第102号議案 八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則設定について御説明します。

これらの議案は、令和2年2月15日に議決した第79号議案の八王子市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則設定についての改正を行うため、議決の取り消しを行い、再度議案として上程する必要があるため、あわせて説明いたします。

改正する箇所は、在職する期間が12ヵ月に満たない会計年度任用職員アシスタント職の年次有給休暇・勤務時間等でございます。第79号議案では、週5日勤務の会計年度任用職員アシスタント職の年次有給休暇の付与日数は、所定労働日数が週4日以上勤務のアシスタント職の日数としていましたが、週5日勤務のアシスタント職には対応していなかったため、労働基準法と整合をとるために改正を行うものでございます。

第102号議案、別表4のとおり、所定の勤務日数が週5日、月19日以上、年217日以上のを追加致しました。

施行は令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

安間教育長     只今、説明は終わりました。

各案について御質疑はございませんか。

それでは、御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたします。只今、議題となっております第101号議案及び第102号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第101号議案及び第102号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第5、第100号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について及び日程第12、第107号議案 八王子市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針については相互に関連いたしますので、一括して議題に供します。

各案について、教育総務課と教職員課から説明をお願いします。

渡邊教育総務課長 第100号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について、改正内容の詳細につきまして、長井主査より説明申し上げます。

長井教育総務課主査 それでは、私から、第100号議案による規則の一部改正のうち、義務教育学校設置に伴う改正部分について御説明させていただきます。

お手元の議案資料6ページの議案関連資料を御覧ください。

1、改正の理由ですが、小中一貫校である現在のいずみの森小中学校を構成する第六小学校及び第三中学校を廃止し、本年4月1日より本市初の義務教育学校として、八王子市立いずみの森義務教育学校を新たに設置することから、規則の一部について改正するものです。

次に、2の改正の内容です。規則等の条文に「八王子市立小学校」または「八王子市立中学校」と記載されている場合、「義務教育学校」を併記します。改正内容の規則に「八王子市立小学校」及び「八王子市立中学校」と記載しているものは、改正後の条文は、八王子市小学校、中学校及び義務教育学校と表記します。

また、学校教育法で義務教育学校の修業年限9年のうち、小学校の課程に相当する前期6年を前期課程、中学校の課程に相当する後期3年を後期課程と区分しています。そのため、規則において、小学校6年間に相当する場合は義務教育学校の前

期課程を、中学校3年間に相当する場合は義務教育学校の後期課程を併記します。

議案資料の1ページを御覧ください。

規則の改正部分については、資料の下半分以降、3ページにかけての改正後、改正前の対照表のとおりとなります。対照表は、該当する部分を抜粋し、その左側に改正後の内容を、右側に改正前の内容を表示しております。下線表記の部分が改正箇所となります。いずみの森小中学校の義務教育学校化により、小中一貫校でなくなることによる規定整備も行っております。

私からの説明は以上となります。

引き続き、市立学校教育職員の業務量の管理に係る改正部分については、教職員課から説明をさせていただきます。

高野教職員課課長補佐兼主査　それでは、私のほうから、教育職員の業務量の管理につきまして御説明いたします。また、関連議案として、第107号議案もあわせて御説明をさせていただきます。

初めに、第100号議案の議案関連資料の6ページを御覧ください。

令和元年12月、公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、令和2年1月、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」が告示されました。

指針では、サービスを監督する教育委員会が、その所管に属する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等に定めることを求めており、これに伴いまして、八王子市立学校の管理、運営に関する規則に上限の方針等を明記するものでございます。

改正の内容でございますが、資料2の改正の内容の(2)を御覧ください。

時間外在校等時間の上限を1ヵ月に45時間以下、1年では360時間以下とすることとします。また、児童・生徒に関わる臨時的な特別な事情がある場合の時間数については、1ヵ月に100時間未満、1年で720時間未満とし、1ヵ月の平均が80時間以下、45時間を超える月数が6ヵ月以内とします。これらの時間数については、全て国の指針及び東京都の規則と同様とさせていただいております。

また、資料3でございます。

時間外在校等の時間の上限のほかに、第3項に掲げております教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、八王子市立学校の教育職員の勤務時間の上限等に関する方針を策定いたします。こちらの方針につきましては、第107号議案になります。

第107号議案の裏面を御覧ください。

本方針は、八王子市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限の原則や特例的な扱い、在校等時間の把握、長時間労働者に対する医師等による面接指導の実施、また、働き方改革の推進等について定めているものでございます。

規則改正及び本方針の施行は、令和2年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明は終わりました。

各案について御質疑はございませんか。

伊東委員 在校等時間の把握のところでQRコードとあるのですが、このシステムというのは全校に設置されているのですか。

高野教職員課課長補佐兼主査 全校で2月から試行的に実施しておりまして、4月から本格実施となります。

伊東委員 全校ですか。

高野教職員課課長補佐兼主査 はい、全校です。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。

それでは、私のほうから2点確認をさせていただきます。

まず1つは、教育職員の業務量の適切な管理の条文についてですが、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとするというのが、条文ですね。この教育職員の業務量の適切な管理というのは、このQRコードだけで良いのだろうかというのがまず1点です。

高野教職員課課長補佐兼主査 在校等時間を適切に把握するためには、このQRコード以外にも、例えば、出張などですが。どうしても自己申告ですとか、校長、あるいは副校長の現場確認、現認による時間把握というのも必要になってくるものでございます。

安間教育長　　今おっしゃられたのは日常からやってきたことですよね。それに加えてQRコードということで、一応適切な管理を行ったと言い切れると理解してよろしいのですね。

高野教職員課課長補佐兼主査　　はい。

安間教育長　　では、2点目です。3条の2、3項しつこいよと思われるかもしれませんが、教育職員等の業務量の適切な管理、その他教育職等の健康及び福祉の確保を図るために、これが目的ですよ。必要な事項、この必要なというのは誰が判断するのですか。教育委員会が判断すると理解してよろしいか。

高野教職員課課長補佐兼主査　　必要な事項の必要につきましては、教育委員会が判断するということです。

安間教育長　　つまり我々が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要だと考えたものについては教育委員会が別に定めるということで、今現在は、第107号議案でそれが定められている。したがって、今後の情勢次第で、我々が必要だと判断したら、この第107号議案を、この方針を変更するという対応でいいと、そういう考え方でよろしいですね。

高野教職員課課長補佐兼主査　　そのとおりでございます。

安間教育長　　分かりました。

我々の中の確認なのですけれども、今後も継続的に審議しなければいけないのだというふうに私は理解しました。

それでは、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊東委員　　意見といたしますが、質問みたいな形になってしまいますが、在校等時間の考え方のところで、第107号議案の3ページのところに、在校時間の考え方がありまして、「在校等時間とは、在校時間（休憩時間及び勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除く）」というふうに書いてありますけれども、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間とか、色々言っているのですが、例えば、教材研究をするために残っている時間とか、そういったものというのは当然この在校時間に入るわけですよ。

それとあと、自己研さんというのはなかなか難しいのですけれども、明日の授業のためではないけれども、これからの自分の授業を改善していくために必要な調べ

ものとか、そういったことをやっていく上で、どうしても残らざるを得ないとか、そういったものも在校時間の中に入れていただけるのか。そのあたりについての学校の現場の中でも管理職の認識とか、そういったものというのは十分コンセンサスがとれているのかどうか、お伺いします。

高野教職員課課長補佐兼主査　こちらの判断につきましては、大変難しいところはございますけれども、今後の教材研究に活かすための自分の勉強の時間ですとかというのも在校等時間の中には含められると考えておりまして、校長会を通して、校長先生方には、職務として位置づけられるかどうかをしっかりと見きわめるようにということでお話はしています。

伊東委員　本当にそのあたりが難しいところで、一生懸命教材研究のためなどやっている方がいる一方で、例えば、必要もなく学校の中に残っている人に、あなたが残っているのは在校時間ではないよということがきちんと言えるのかどうかと、ほとんどが在校時間になってしまうのではないかと思うのですけれども、そういったところで、教員の中から、あの人は、ただ暇だから残っているのではないかとか、そういった不満とかが出てこないのか。そういったことは、やはりみんなでコンセンサスをとるとか、何らかのもう少し詳しいガイドラインとか、そういったものというのを作る必要があるのではないのかというふうには思っております。

安間教育長　御意見をいただきました。

他に御意見はいかがですか。

柴田委員　在校時間の把握の方法についての意見なのですけれども、本人の報告などを踏まえて、できる限り客観的な方法をとということなのですが、本人の報告というのは月単位で行うものなのでしょうか。

もしそうであれば、月単位で報告を行って、管理職がそれを判断するようなことになると思うのですけれども、この報告がまた1つ大きな仕事になるというのは避けていただきたいなと思ひまして、こういう時間は該当する、こういう時間は該当しないというようなラインを示しておく、現場の先生方がその時間を計算する時にすんなりに行くのではないかなというふうに思います。こちらの作業でまた仕事が増すというようなことは避けていただきたいなというふうに思います。

もう1点なのですが、そういうふうな在校時間の中で、教員が必ずしもやらなく

てもいい仕事というものがどういうものなのかということのをせっかくこういった取組を始めるにあたりまして、把握するツールにさせていただいて、例えば、スクールサポートスタッフに振り分けられる仕事は、そこから発見できるような、そういう仕組みにさせていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

安間教育長 他に御意見はございますか。

笠原委員 質問も入っているのですけれども、在校等時間の特例的な扱いのところ、「勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると教育委員会が認める場合」ということなので、それを教育委員会がどの程度のもをどれだけ認めることが、ここは想定されているのかというのを伺いたいと思います。

高野教職員課課長補佐兼主査 この特例的な扱いについては、例えば、いじめの問題ですとか、あと、児童・生徒の生命に関わる問題ですとか、そういった部分を想定はしておるのですけれども、個別に特例的な扱いをすべきかどうかというのは今後判断していきたいと考えております。

笠原委員 御承知のとおりですけれども、1ヵ月について100時間というのはもうあり得ない数字だと思っていますので、これを超えるようなことが学校の先生方にも、日常の業務の中で、このようなものはよくあるよねという話に絶対にならないように、それ以上、上限時間の原則を極力守っていただくということにさせていただけるようお願いしたいなと思います。

先生方が活動している時間を計るというのは本当に難しいと思うのですけれども、それを教育委員会として、先生方のバックアップをするためにも、先生方の労働時間を八王子市はこうやっているよというようなことが示せるぐらいのものはトライして行って、本当に見直しをしていただいて、それをやってみて現実を把握していくということがまず大事だと思っておりますので、よろしく願いします。

安間教育長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

少し難しかったのは、各委員の皆様方が幾つか出られた案は、第107号議案の中身についてですので、私が先ほど提案させていただいたのは、第107号議案の一部を改正して、今後、再度議論というような提案をさせていただきましたが、あえて御意見が出たので、分けて採決しますか。

特に御意見があれば。

先ほど御意見をいただいて、第107号議案をここで決定してしまっていていいのだろうか。整理しますと、先ほど確認させていただいたとおり、第100号議案での規定というのは、今後のこともひっくるめて、教育委員会が別に定めるわけだから、施行する4月1日以降にも我々で議論して変えていくというお話でしたが、あえて中身について御意見をいただいたので、それを盛り込んだ形で、もう一度この第107号議案の方針について議論するということが必要かどうかと。簡単に言うとそういうことになるのですが。

いかがですか。

伊東委員 皆様、色々なお話をされました。私が少し気になったのは、簡単に言えば、在校時間について、時間的にはQRコードでとにかく時間的な、秒的な部分というのは図れると。その中で、お仕事をしていた部分と、そうではない部分については本人の申告で決めるのかどうなのか。そのあたりの読み取りを、今回の第107号議案でしっかりとできているのか。

その申告というのが本人の申告をそのまま受けるのかどうか。そこに誰か管理職のフィルターが入るのか。そういった部分というのはここで、ちょっと私のほうでは認識できなかったものですから、ちょっと質問をさせていただいたということです。

安間教育長 一旦はこれで議決をして、再度どういうふうにしましょうかというお話だったのですが、では、ちょっと分けさせていただきます。

まず、第100号議案についてはお諮りしたいと思います。第100号議案、八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは、分離しました第107号議案について、お諮りをいたします。お諮りというか、提案をさせていただきます。

今のお話ですと、これを改定したもので議案にして承認をしたいということなのか。それとも、第107号議案の方針については事務局で検討してもらった上で承認、決定したいのか。それとも、現時点での案で、一旦4月1日時点はこれでやっ

ておいて、先ほどお話ししたように、では、具体的な在校時間と言えるものはどう  
いうものなのかとか、そういう具体例を出すとか、そういう色々な注文がありました  
から、そういったものを入れたものを後日改定をするのかという、2つの方策か  
なというふうに思うのですが、これは、第107号議案の方針というものも同時に  
決定しなければ都合が悪いものなのですか。

高野教職員課課長補佐兼主査　　そうですね。一応方針のほうも定めるようには指示を  
受けているので、東京都の方針のほうは作りたいと考えております。

あくまでも方針を示すものでございまして、この判断基準ですとか、考え方につ  
いては、東京都もQ & Aという形で、在校時間の定義ですとか、自己申告の方法で  
すとか、そういったものをQ & Aとして補足でつけておりまして、このQ & Aを学  
校のほうにもお示ししたいと思っておりますし、そういったことで、学校現場で迷  
わないようなことでしっかりと周知していきたいと考えております。

安間教育長　　先ほどの確認事項は、こちらで決めるものですよ。

高野教職員課課長補佐兼主査　　方針についてはこちらで決めるものになります。

安間教育長　　そうするならば、今の議論で言うと、足りない点はまだあるのではない  
かというのが他の御意見で、やはりそこでお諮りをさせていただきたいと思いま  
すが、よろしゅうございますか。

現時点で、4月1日時点はもうこれでいいから、この後必ず議題を入れて、この  
方針の、もしくはその方針にプラスアルファしたようなものでもいいから、市独自  
でちゃんと考えて、都からQ & Aが出るそうですから、それを参考にして、我々が  
主体的に決定をすると、そういうふうに。

こちら辺の詳細については先送りするか。それとも、この方針自体は、ここでは  
議決しないでおいて、それで、もしそれがちゃんと定まったところでちゃんと議決  
をしよう。その二通りで整理できるのではないかなと思うのですが、いかがです  
か。整理の仕方については御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　よろしゅうございますか。

それでは、一旦、第107号議案について、今のような意図をひっくりめてお諮  
りをさせていただきたいと思えます。第107号議案について、現時点では提案の

とおり決定するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、第107号議案については、提案のとおり決定をし、この方針については、今後、中身については、今、各委員から御意見が出た中身をひっくり返した形で、再度、市教育委員会として主体的に判断すると。その時期とすると、都がQ & Aを出してきて、それを参考とする資料ができて議論が固まったらという形で決定したいと思います。ありがとうございました。

安間教育長　続きまして、日程11、第106号議案　令和元年度（2019年度）八王子市教育委員会表彰についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

渡邊教育総務課長　第106号議案　令和元年度（2019年度）八王子市教育委員会表彰について、詳細は、担当の峰尾主査より説明いたします。

峰尾教育総務課主査　それでは、御説明させていただきます。

八王子市教育委員会表彰規程第3条第3項の規定に基づきまして、令和元年度教育委員会義務教育皆表彰の被表彰者についてお諮りするものでございます。この義務教育皆表彰者につきましては、3月19日に中学校の卒業式が行われ、被表彰者29名が決定いたしました。なお、本年度の卒業者の数は約4,300名となっておりますので、全体の0.6%が表彰対象者となっております。

例年実施している表彰式典につきましては、コロナウイルスの影響で中止となっておりますので、表彰状につきましては、卒業式において、各学校から配付していただくようお願いしております。

説明は以上になります。

安間教育長　只今、説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

これは、19日の卒業式の時点で確定しているわけですね。なおかつ本日ここで決定するわけですね。どのような方法で式典をやるのか。集めるのは無理ですね。

峰尾教育総務課主査　　まず、出席の確認につきましては、各学校に卒業式のほうに欠席がないかどうかの通知を送っているところでございます。表彰状につきましては、卒業式にて、各学校からその生徒に対してお渡ししていただいております。

安間教育長　　分かりました。

他に御質問はございますか。

伊東委員　　この子どもたちというのは、昔でいう皆勤賞ですか。何か広報紙とかに名前とか載るのでしょうか。

峰尾教育総務課主査　　各保護者の方に、ホームページ等に掲載してもいいか確認をとりまして、掲載してもいいという方については学校名、名前を掲載するようにしております。

伊東委員　　ホームページですか。

峰尾教育総務課主査　　そうですね、はい。

安間教育長　　他に御質疑はございますか。

柴田委員　　被表彰者の全体割合が0.6%というふうに伺ったのですが、これは例年と比較しましてどうなのでしょう。

峰尾教育総務課主査　　例年0.5%から0.8%程度の推移となっておりますので、ほぼ例年どおりとなっております。

安間教育長　　他にございますでしょうか。

それでは、本件についての御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。お諮りをいたします。

只今議題となっております第106号議案については提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　御異議ないものと認めます。

よって第106号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　　それでは、続いて報告事項となります。

教職員課から報告願います。

溝部教職員課長　　それでは、死亡者叙位・叙勲の受章につきまして、報告させていた

だきます。

受章者、元 八王子市立横山第二小学校、齋藤邦雄さん。受章内容、叙位 正六位、叙勲 瑞宝双光章。発令日が令和2年1月25日。経歴は御覧のとおりでございます。

報告は以上です。

安間教育長 本件について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、心より御冥福をお祈り申し上げたいというふうに思います。

安間教育長 他に何か報告する事項等がございますか。

設楽学校教育部長 指導課より報告がございます。

安間教育長 それでは、指導課から報告願います。

野村統括指導主事 新型コロナウイルス感染症の現在の対応状況について、口頭ではございますが、御報告させていただきます。

昨日、令和2年3月23日(月)16時より、臨時小・中校長役員会を開催いたしました。臨時校長役員会での主な協議内容は、春季休業期間中の児童生徒の対応について。2点目に、入学式における中学校第2学年、第3学年の対応について。3点目には、中学校の部活動についての3点でございます。

1点目の春季休業期間中の児童生徒の対応についてです。3月2日の臨時休校の開始から4月6日の始業式まで、児童・生徒は、修了式に1日登校しただけで長期間学校に登校しない状況になっています。そのため、春季休業期間中に全児童・生徒の状況把握が必要であると考えております。

そこで、小学校では、3月25日から3月31日までの間の5日間で各学年で1日登校日を設けることといたしました。そして、そこで登校しているお子さんについて、状況の確認と、登校した時に校庭を使ったり、体育館を使ったり、運動をするという機会を与えてあげるとのこと。そして、登校しなかったお子さんについては、確実に学校のほうから連絡を入れ、全児童の状況の確認を春季休業期間中、3月31日までは行うという体制を了解したところでございます。

中学校については、部活動を3月25日以降で実施するということとしますので、その中で、まずは生徒の状況の確認。そして、確認できないお子さんについても、

必ず学校のほうから連絡を入れ、市内全ての小中学校児童・生徒の状況の把握を春季休業期間中に行う、そのような対応をとるということで決まったところでございます。また、希望者を対象とした補習教室を行う学校もございます。

2点目の入学式については、中学校第2学年、第3学年の対応についてでございます。入学式には、例年、中学校第2学年、第3学年が出席している学校が多くございますが、来年度の入学式は規模を縮小して行うため、在校生は出席しないことになっております。そのため、在校生第2学年、第3学年の生徒につきましては、その日を休業日とするということで確認をしたところでございます。

3点目が中学校の部活動についてでございますが、本日、文部科学省のほうからガイドラインのほうが出まして、今まで自粛と言われていた部活動については、自粛という文言が消えまして、自治体の方法で実施という形になっております。それを踏まえまして、3月25日以降順次、部活動は感染症対策を行いながら対応をしていくということで進めてまいります。

なお、4月以降は入学式の規模を縮小して行う以外は、通常の教育活動を行う予定にしております。その際、新型コロナウイルス感染症対策について、教育委員会から通知を発出する準備をしているところでございます。

なお、今後、感染症拡大の状況により、これについては変更する可能性はあるということをつけ加えさせていただきます。

報告は以上です。

安間教育長 只今、報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

川島委員 ありがとうございます。

教えていただきたいのですが、部活動の再開に関しては、各学校判断になるのですか。それとも各学校から、さらに各部活判断になるのでしょうか。恐らく部活の内容によっては集団でやる部活だったり個人でやる部活だったりするので判断は難しいところもあろうかと思うのですけれども。

上野統括指導主事 あくまで今回の部活動に関しましては、子どもたちの長期休業期間、また、春季休業期間中の状況の把握の過程でのおおよその把握というところもでございますので、そこは、大会に向けた練習ですとか、技能の向上というところを

求めるのではなく、あくまで子どもたちの状況の把握となりますので、そのあたりを十分に踏まえていただいた上で、活動時間については明確にこちらから提示しますので、あとは、感染防止を踏まえて、各学校で適切に判断をして実施をしていただくよう、こちらから指示をしております。

川島委員 分かりました。ありがとうございました。

安間教育長 他にございますか。

笠原委員 学校の先生とか、それから、部活に来られる大人側の健康に関しての対応はどうなのでしょう。

野村統括指導主事 国が示した方針のところとか、教職員の動向についてもきちんと記載されております。例えば教職員に発熱の症状がある場合は自宅待機をするとか、そういうことについては学校のほうに周知をしておりますので、必ず教職員の健康把握というのも重要視をして対応するように、各学校のほうには依頼をしているところでございます。

笠原委員 分かりました。そうすると、部活に対しては、教職員の方以外の方が入られる可能性とか、それも各学校の判断ということであればなおさらのこと、何か具体的なそういう依頼は入るのでしょうか。

上野統括指導主事 外部の方に関しましては、日ごろから子どもたちに御指導いただいている方々、部活動指導員、並びに部活動指導補助員、そういう形で入っていただくことにはなっておりますが、ただ、保護者のほうには不安を覚える方もいらっしゃるかと思いますので、そのあたりも含めて、部活動の参加については保護者の御了承を得た上で参加をしていただくというところを確認の上、参加をしていただくよう、こちらからお願いしているところです。

安間教育長 他にも何か御質疑はございますか。

斉藤指導担当部長 今回の笠原委員からのことについてなのですが、先ほど上野統括からも話があったとおり、昨日、校長役員会と話をし、私たちとしてもそういうふうな考えでいるというのは、この部活動ということ、部活をするのではなくて、とにかく生徒の状況把握、それから、今まで自宅にそういった中学生がいる中で、なかなか外で活動する機会がなかったものですから、やはりストレスの発散、そういうような部分も含めたところでの対応ですので、外部の方が見ると、やはり

教員が生徒の状況を現認するということが私は大事だろうと思っていますので、学校のほうにはそのように協力を得られたらいいなというふうにはもともと考えているところでございます。

部活動は当然任意ですから、参加しない子に関しては、学校からきちんと連絡をとって、家庭訪問なり電話連絡等をとって、やはり生徒の状況を確認していくというようなことは徹底させたい。

千人規模の中学校だと電話だけで確認するというのは、事実上非常に難しい中ですので、部活動ということ、または小学校では登校日ということを通して、現認できるような機会を設けていこうというような趣旨でございます。

安間教育長　　今、指導担当部長が発言したとおり、我々とする、先ほどの報告のように、部活動としてそのままやってほしいなどはこれっぽっちも思っていませんから、事務局の方はそれだけ理解しておいてください。

私たちがやってもらいたいのは、子どもたちの居場所作りだとか、子どもたちの健康管理とか、まさに今、指導担当部長が言ったような趣旨で何人かを集めるとい、そういう活動ならば賛成します。

柴田委員　　各学年に1日ずつ登校日を設定して、児童や生徒の現状把握をしてくださったという御報告をいただいたのですけれども、その1日の登校日に来なかったお子さんたちの安否確認というか、家庭とのやりとりということをどのように行ったのか。電話対応なのかなというふうには思うのですけれども、そのことと、それから、不登校のお子さん、この間どういうふうにご経過しているのかというようなことの確認というのは行ってくださったのでしょうか。

野村統括指導主事　　まず、気になるお子さんについては、各学校が把握しておりますので、そちらのお子さんについては電話連絡、家庭訪問をするようにということで、再三学校のほうにはお話しさせていただいておりますので、各学校においても、そういうところに対応をしているところでございます。

また、あわせて春季休業期間中においても、不登校のお子さん、もしくは気になるお子さんについては、電話連絡、家庭訪問等を行うように、こちらのほうから学校に依頼するところでございます。

安間教育長　　よろしゅうございますか。

伊東委員 色々な御対応をしていただきまして、ありがとうございます。

これは、まだまだ先のことになるかもしれないのですけれども、私が気がかりと  
いうか、どういう状況になっているのかを聞きたいのですけれども、修学旅行とい  
うのは、大体早いところでは4月の終わりぐらいからやったりするところがあるの  
ですけれども、修学旅行などをこのままの状態で作っていいかどうかとか、そうい  
うような質問というのは学校から来ていることというのは、今ありますか。

野村統括指導主事 今のところは、学校から修学旅行をどうするかというお話は来て  
はおりません。全校通常どおり行うというところではいますが、今後の動向によっ  
ては変更するという可能性も当然あるとは思いますが。

伊東委員 一番早く修学旅行とか宿泊の行事がある小中学校は、いつからなのかとい  
うのは一応把握しておいたほうがいいのではないかと思うのですが。

野村統括指導主事 今、手元に資料がないので、一番早い学校がどこなのかというこ  
とはここではお伝えできませんが、把握はしておりますので、順次対応させていた  
だいております。

安間教育長 よろしゅうございますか。

幾つか御意見が出ましたけれども、ぜひまとめて、方針として固めて、1回また、  
この定例会ではなくて結構ですから、こういう方針でやりますというものを確定す  
る、スケジュールであるとか、そういったものをぜひ今日は話していただきたかつ  
たのですけれども、定まり次第、できれば4月1日ぐらいには、各委員さん方に、  
この4月以降の方針はどういうふうになりますよというようなものを確定したもの  
をお知らせできるように事務局のほうで準備をしてください。

それでは、これについての御報告として承らせていただきます。

それでは、以上で公開での審議は終わりますが、委員の方から何かございますで  
しょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室をお願いします。

再開は、3時20分とさせていただきます。

【午後 3 時 1 0 分休憩】